

高知県における広域的な行政の仕組みづくりの取組

1. 県内市町村の現状

- 全国に先行して人口減少、少子高齢化が進行
(市町村の平均人口は2.3万人で、全国平均の約1/3)
- 県土の大半が中山間地域で、広い面積の中に集落が点在
～現在の県と市町村の形や仕事の進め方のままでは、将来にわたって基本的なサービスを維持していくことのできない地域がでてくる懸念される
- 将来的に広域でまとまっていくべき、という声は多いものの、今、合併議論という状況にはない
(H19に作成した高知県市町村合併推進構想では、「将来的に6市への再編が望ましい」という考え方を示している)

2. 広域的な行政の仕組みづくり

- こうしたなかで、現在、県内の6ブロックで、市町村と一緒に、将来を見据えながら基本的なサービスを守っていく広域行政の仕組みづくりに取り組んでいるところ

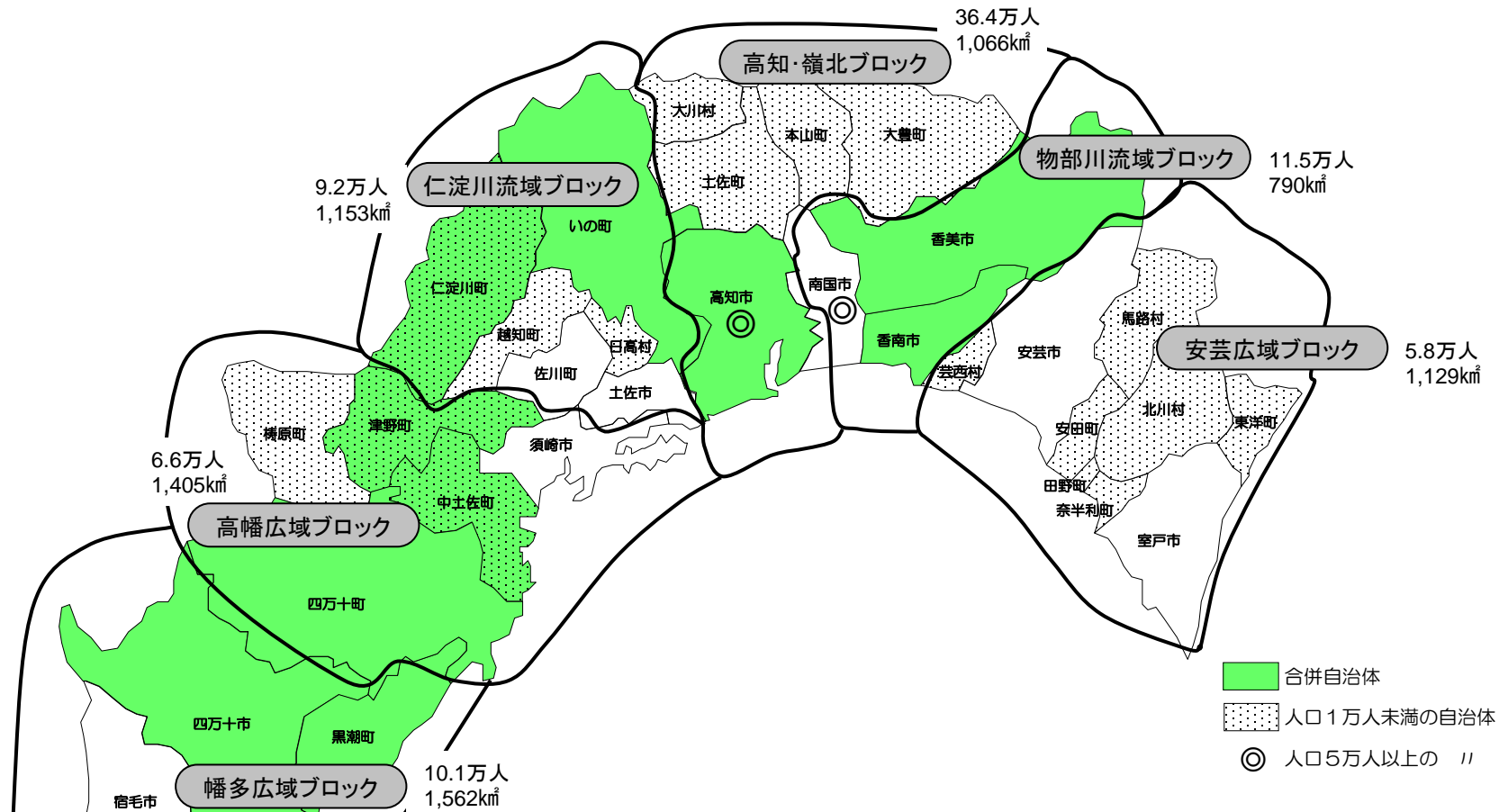
- 県全体での広域化 — ・国民健康保険 ・消防本部
- 各ブロックでの広域化 — ・教育委員会 ・介護保険
・保健福祉サービス ・税務事務 など
- * 定住自立圏構想への取組 — ・幡多地域ほか

↓

目指すのは

- ・保健や福祉、教育など、基本的なサービスについて、将来にわたって維持していける仕組みをつくる

高知県の市町村の状況



	市町村数 (うち1万人未満)	平均人口(全国) 万人	平均面積(全国) km ²
中核市	1	34.9(43.8)	309(502)
市	10	2.9(9.2)	277(248)
町村	23(19)	0.7(1.3)	175(159)
計	34(19)	2.3(6.6)	209(207)

県計

79.6

7,105

3. 各テーマの検討状況(概要)

テーマ	H20までの検討状況、検討の視点等	H21 の取組み
<p>国民健康保険の広域化</p>	<p>※H19.11 県が市町村職員の協力を得て「国民健康保険事業の事務の広域化について」を取りまとめ、市町村での研究検討のたたき台として提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保の広域的運営（広域連合方式）が望ましいが、具体的な課題と対策の検討を投げかけ <p>効果：・事務処理の効率化、スリム化（県全体で職員数▲58名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電算システムの改修経費の大幅な節減 ・保険運営の安定化 <p>■ 「報告書」を踏まえて各ブロックで検討</p> <p>～まずは、各市町村が集まって、保険運営や住民負担等の現状や課題について、情報共有しながら意見交換を実施</p> <p>（例えば）・1人当たりの保険料には大きな格差（年41千円から～91千円まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村独自の医療費助成にも違い（中学校卒業まで助成しているところも） <p>こうしたなかでどのような仕組みづくりが考えられるのか</p>	<p>*国の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都道府県単位による広域化の推進等について検討し、21年度中に結論を得る」という方針を決定済（H20.6 地方分権改革推進要綱） <p>■ 国保事業が都道府県単位で広域化された場合を想定し、市町村実務者レベルの勉強会を立ち上げ、課題を再整理中</p> <p>～ 賦課方法や運営体制、地方単独事業などについて、後期高齢者医療広域連合の検証等を通じて、課題等を検討・整理</p>
<p>介護保険の広域化</p>	<p>■ 「物部川ブロック」で検討</p> <p>○現状や課題を踏まえながら、広域化による可能性などを検討</p> <p><検討の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域化を通じ、サービスの確保や質の維持・向上、保険運営の安定化等を図る ・効率化によって生み出した余力を条件不利地域への手立てなどに活かす <p><検討の中で見えてきた可能性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事務：共同処理による組織のスリム化や専門化 ・介護認定審査会：共同設置による迅速な審査決定 ・地域包括支援センター：各センターの業務を技術的にサポートするセンターの共同設置や広域での人づくりなど 	<p>■ H21年度より、「共同での人づくり」という視点から、3市が連携した事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー（弁護士等）を共同で配置して各支援センターをサポート ・合同研修の開催 など <p>■ 電算システム統合の可能性や県からの権限移譲への対応なども含め、尚検討を継続</p>

	H20までの検討状況、検討の視点	H21 の取組み
教育委員会 の広域化	<p>※ 市町村教育委員会連合会が設置した「市町村教育委員会在り方検討委員会」が、教育委員会の広域化について報告書を取りまとめ（H20.2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育委員会の広域化の議論は避けて通れない」という認識が示される <p><u>広域化による可能性</u>： ・ 適材適所の人事異動や教員の指導力向上に向けた研修の実施、教育研究所等の共同設置の可能性等</p> <p>〃 <u>課題</u>： ・ 教委の広域化が市町村合併より先行する場合、市町村のまちづくりと学校教育、社会教育などをどうマッチさせるかが問題。 など</p> <p>■ <u>安芸ブロックと嶺北ブロックで、各市町村の教育長が集まって、県教委も参加しながら検討を実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他のブロックでも、県教委が各市町村教委と意見交換等を実施中 <p>○ <u>単に教育委員会を広域化する、しないということではなく、「地域の様々な教育課題等に連携してどう対応していくか」という視点を重視して検討を継続</u></p> <p>(例えば) ・ 教員の指導力向上に向けた合同研修の実施 ・ 教育研究所の共同設置 ・ 学校事務の共同化 などについて可能性等を議論</p>	<p>■ <u>H21 年度から具体的な取組みを開始</u></p> <p><u>安芸ブロック（中芸地域）では</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「中芸地区教育研究会」を設置 (町村が規約を定めて教職員研修を合同実施) <p><u>嶺北ブロックでは</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校事務の共同化や ・ 合同での教員研修の教科等を拡大
権限移譲への 広域的な 対応	<p>※国の動き（地方分権改革推進委員会の第一次勧告（H20.5））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県から市へ 359 事務（農地転用許可や身体障害者手帳の交付等） ・ 〃 町村へ 28 事務（火薬類の消費の許可等） を移譲 など <p>■ <u>物部川ブロックなどで検討</u></p> <p>○ <u>勧告で示された移譲事務の内容や処理件数、事務処理の流れなども市町村に説明しながら、意見交換を実施</u></p> <p>(例えば) 物部川ブロックでは、県から3市に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地転用の許可 ・ 身体障害者手帳の交付など多くの権限移譲が想定 	<p>■ <u>年末の国の分権推進計画決定を受けて、各移譲事務についての具体的な検討を本格化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域で行う場合の組織体制、事務の流れ ・ 単独処理との比較（メリットや課題）等

	H20までの検討状況、検討の視点等	H21 の取組み
<p>県と一体となった保健福祉サービスの実施</p>	<p>■「安芸ブロック（まず中芸地域）」で取組</p> <p><中芸地域> 奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村の5町村 人口：1.3万人（高齢化率 35%） 面積：450km²</p> <p><取組み>保健福祉分野において、県と市町村が一体となったサービス提供を実施する</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>具体的な仕組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中芸5町村の保健福祉分野の66事務を中芸広域連合に集約化（母子保健や障害者保健福祉、各種がん検診など） ・県の未熟児訪問指導の事務を中芸広域連合に移譲 ・<u>5町村と県に共通する事務（母子保健に関する知識の普及等）は、県と広域連合が協議会を設置して、共同で事業を実施</u> <p><u>取組みの効果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民へのサービスの質と量の向上（専門職員の組織的な対応や栄養士等の広域での雇用などにより） ・ハイリスク児・者や要保護児童など、専門性が求められるケースへの適切な対応 ・5町村に共通する事務の効率化 等 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>■H21.4から実施中</p> </div> <p>○他のブロックへも情報提供し、今後の取組の参考とする</p>
<p>租税債権管理機構</p>	<p>■「安芸ブロック」で検討中</p> <p><検討の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構設置により、ブロック全体の徴収率の向上を図る ・市町村、県、機構の連携により、職員の更なる徴収能力向上を図る <p><検討の中で見えてきた可能性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理の促進（収入未済の縮減やPR効果など） 安芸ブロック全体で1億1千万円の増収（試算） ・職員の人材育成等にも効果 	<p>■<u>合同での職員研修や市町村間の人事交流（派遣研修）をH20年度後半から実施中</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村間での短期研修、合同での職員研修の充実 ・県税事務所での短期研修 <p>■直ぐに一部事務組合創設という状況にはない中で、<u>当面の策として、県も関わった新しい滞納整理の仕組みづくりに向けて調整中</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の任意組織による整理機構の創設 ・県職員の参画も検討 → H22 スタートを目指す <p>*高幡と幡多ブロックは、既に滞納整理機構（一組）を設置</p>

	H20までの検討状況、検討の視点等	H21の取組み
税務事務の 共同化	<p>■「<u>嶺北地域</u>」で検討中</p> <p>〈嶺北4町村の現状〉 人口：1.5万人（高齢化率：43.6%）</p> <p>〈税務事務広域化の議論〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少等が進むなかで、思いきった広域化の取り組みが必要 ・ただ人口の少ない地域では、滞納の徴収の共同化だけでは厳しい ・システムの改修に伴う経費が町村にとって大きな負担 など 	<p>■課税等も含めて税務事務の共同化について検討</p> <p>まずできることとして、H22から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意組織での滞納整理の共同実施 ・不動産鑑定士の共同委託 ・固定資産評価の合同研修の実施 <p>などを検討中</p> <p>*県職員の参画も検討</p> <p>→ <u>・将来的な税務課の共同設置なども</u> 検討課題に</p>

■この他にも、消費生活センターの共同設置（幡多ブロック）、電算システムの共同化（高幡ブロック）などの検討も進めているところ

4. その他（広域行政や連携を進めていくための視点など）

○広域行政（連携）に対する受けとめ

- ・自治体の関係者
- ・住民
- ・自治体職員

○推進していくためのポイントと思われることなど

- ・経費節減だけでなく、サービスの維持・充実や、地方分権・専門性への対応などの視点を
- ・柔軟かく、機動性のある仕組みを
- ・成功例をつくる ～ そのためにも、最初の一步への支援（人的、財政的）
- ・合併自治体への配慮
- ・県の関わり方